

高度防災都市づくりに向けた取組 (取組の概要)

【住宅の耐震化・不燃化】 耐震化等の促進

＜これまでの取組＞

・東京都耐震化助成事業(段階的な改修工事含む)

建物所有者の費用負担の軽減を図るため、耐震診断、耐震改修に要する費用を助成するなどの取組みを区市町村と連携して実施

①木造住宅耐震化助成事業(区を通じた助成)

都は、平成18年度から、木造住宅密集地域のうち、防災都市づくり推進計画に定められている整備地域を対象に、区と連携して、木造住宅の耐震診断及び耐震改修への助成

②耐震シェルター等設置支援事業 (区市町村を通じた助成)

高齢者や障害のある方を、地震による住宅の倒壊から命を守るための耐震シェルター等の設置を、区市町村と連携して支援

③緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業 (区市町村への助成)

震災直後の避難や救急活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担う、緊急輸送道路の機能を確保するため、区市町村と連携して、緊急輸送道路の沿道の建物で地震により倒壊し、道路を塞ぐおそれのある建物を対象に、耐震診断、耐震改修の助成を実施

④ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度

緊急輸送道路沿道の建物の所有者の耐震改修費用の負担を軽減するため、耐震改修支援融資制度を創設
平成23年度からは、耐震診断費用も対象

⑤ マンション耐震化促進事業 (区市町村を通じた助成)

旧耐震基準で建設されたマンションの耐震化を促進するため、耐震アドバイザー派遣、マンションの耐震診断及び耐震改修等に関する助成事業を行う都内の区市町村に対し、補助を実施しています

・耐震化推進都民会議、耐震キャンペーンの実施など

「耐震化推進都民会議」 行政とさまざまな関係団体が一体となって活動ができるよう開催 (H20年8月～)
「耐震キャンペーン」 行政と民間が一体となり、イベントや広報を集中的に実施 (夏と冬に開催)

・耐震化総合相談窓口の設置

耐震化に取り組みやすい環境を整備するため、都民が安心して専門家に相談できる総合相談窓口を開設
窓口: (財)東京都防災・建築まちづくりセンター内 (H21年度～) 立川合同庁舎、小平合同庁舎 (H23年度～)
・技術的相談 ・耐震改修工法、改修事例の紹介 ・区市町村、関係団体窓口の紹介
・建築士、施工者等の紹介 ・助成制度、担当部署の紹介 ・建築構造の専門家による相談 等
相談件数 8,522件 (H22年度末)

・耐震改修工法等の紹介

・安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介 木造 (H17年度～)
・ビル・マンションの耐震化読本 (ビル・マンションオーナーに役立つ耐震改修事例の紹介) 非木造 (H20年度～)

・東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度

審査に合格した「耐震診断技術者」が所在する建築士事務所を「耐震診断事務所」として登録し、名簿を公表して、都民が信頼できる建築士事務所の情報を提供 (H18年度～) 登録件数 392事務所 (H22年度末現在)

・区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業

区市町村による建物所有者への個別訪問などの普及啓発活動への支援

H20年度 6区市

H21年度 9区市

H22年度 18区市

・固定資産税及び都市計画税の減免制度

耐震改修をした場合には、固定資産税を 1/2 減額

対象住宅 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する、住宅(居住部分が家屋全体の 1/2 以上あるもの)。

控除額と特例期間 平成 18～21 年工事完了・申告分＝3 年間

平成 22～24 年工事完了・申告分＝2 年間

平成 25～27 年工事完了・申告分＝1 年間 の期間にわたり、固定資産税を 1/2 減額。

対象工事 現行の耐震基準に適合させる耐震補強工事。

耐震改修に要した費用の額が、1 戸あたり 30 万円以上であること。

木造住宅の場合、一般診断法による総合評点が 1.0 以上で地盤及び基礎が安全

マンション等の場合、第二次診断法以上による各階の構造耐震指標が 0.6 以上

耐震改修または建替えをした場合には、固定資産税及び都市計画税が減免（23 区内）

耐震化のための建替えを行った住宅については、固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)が新たに課されることとなった年度から3年度分、耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下、同じ。)を行った住宅については、改修工事の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から最長3年度分に限り、固定資産税等を10割減免する。

＜耐震のための建替え＞ 昭和 57 年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて平成 21 年1月2日から平成 27 年 1 月 31 日までの間に新築された住宅(新築したマンションの購入も要件に該当すれば減免)

＜耐震のための改修＞昭和 57 年1月1日以前からある家屋で、平成 20 年1月2日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に耐震化のための改修を行った住宅

＜今後予定されている取組＞

・東京都税制調査会での検討

平成 23 年度は、これまでの検討結果を踏まえ、税制抜本改革の動向も見極めつつ、次の事項を中心に検討

- 1 地方分権と税制抜本改革のあり方
- 2 温暖化対策と税制のあり方
- 3 震災復興、防災都市づくりと税制のあり方
- 4 その他必要な事項

【住宅の耐震化・不燃化】 分譲マンションの耐震化

＜これまでの取組＞

・マンション耐震化セミナー・個別相談会

- ・耐震化の必要性を訴える講演や耐震改修を実施したマンションの取組みを紹介
- ・共催者(東京都マンション耐震化促進協議会構成団体)による個別相談会を実施

・「東京都マンション耐震化促進協議会」の発足(平成20年3月)

多くの専門分野にわたる団体が協力し、耐震診断から改修実施に至るまで、幅広い相談体制を構築すること等を目的として協議会を発足

・啓発パンフレット「マンションの耐震化のすすめ」作成(平成20年3月)

分譲マンションの耐震化を検討している管理組合を対象に、マンション耐震化の必要性や耐震診断から改修への進め方を掲載したパンフレットを作成

・東京都マンション耐震化促進事業(耐震アドバイザー派遣助成、耐震診断助成、耐震改修助成、建替え助成)

耐震アドバイザー派遣事業、耐震診断助成事業、耐震改修助成事業、建替え助成事業を行う区市町村に対し、事業費の一部を補助

・耐震改修事例や耐震診断実施事業者の紹介(東京都公式ホームページ)

東京都の助成制度を活用して実施された、耐震改修工事の事例や耐震診断の実施事業者を東京都公式ホームページで紹介

＜今後予定されている取組＞

・マンションの耐震化促進に向けた検討【東京緊急対策 2011】

都内分譲マンションの実態調査を行い、その結果を踏まえ、専門家会議で新たな耐震化施策を検討

【住宅の耐震化・不燃化】 公共住宅の耐震化

＜これまでの取組＞

・都営住宅耐震化整備プログラム策定(平成20年3月)

都営住宅の耐震化に向け、目標実現のための方向や具体的取組等を示すとともに耐震診断等の年次計画を定めた耐震化整備プログラムを作成

- ・ 整備プログラムの対象 : 建替対象の住宅棟及び昭和56年施行の新耐震設計法による住宅棟を除く、
3,200棟、13万6千戸
- ・ 都営住宅の耐震化率 : 平成27年度までに90%以上
- ・ 都営住宅の耐震診断 : 平成24年度までに完了(前倒し実施により平成23年度完了の予定)

【平成21年度実績】

耐震診断実績	108,923戸
耐震改修工事実績	4,234戸

・公社賃貸住宅耐震化整備プログラム(平成20年3月)

東京都耐震改修促進計画に基づく耐震化目標の確実な達成を図るため、公社賃貸住宅の具体的な耐震化の手順を示すもの

- ・ 整備プログラムの対象 : 建替対象の住宅棟及び昭和56年施行の新耐震設計法による住宅棟を除く、
840棟、4万4千戸
- ・ 公社賃貸の耐震化率 : 平成27年度までに90%以上
- ・ 公社賃貸の耐震診断 : 平成21年度までに完了

【平成21年度実績】

耐震診断実績	43,793戸
耐震改修工事実績	4,112戸

【住宅の耐震化・不燃化】 長周期地震動対策

＜今後予定されている取組＞

・ 都庁舎や民間建築物における長周期地震動対策【東京緊急対策 2011】

発災時に震災対策の司令塔となる都庁舎において、長周期地震動対策について設備更新工事に合わせて対策工事を行っていくとともに、工事実施までの間、安全確保策を講じます。また、民間建築物においては、国と連携しながら、既存の超高層建築物や免震建築物について、補強の必要性を判断するほか、補強方法や家具転倒防止対策などの事例集を作成し、技術的指導や普及啓発を行います。

・ 東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直し(新たに検討すべき対策)【東京緊急対策2011】

長周期地震動に備えた超高層ビルにおける対策

【専門家の知見も踏まえ高度な防災都市を実現するための調査・検討】

○ 東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直し

東日本大震災の教訓を踏まえ、これまでの防災対策の成果と課題を検証した上で、近年の科学的知見を取り入れ、地域防災計画の修正を行います。その際には、震源が東海・東南海・南海に及ぶ3連動地震(マグニチュード 8.7)も想定した対策を検討します。

※ 新たに検討すべき対策 長周期地震動に備えた超高層ビルにおける対策

【市街地整備】 木造住宅密集地域

＜これまでの取組＞

・固定資産税及び都市計画税の減免制度【再掲】

耐震改修をした場合には、固定資産税を 1/2 減額

対象住宅 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する、住宅(居住部分が家屋全体の 1/2 以上あるもの)。

控除額と特例期間 平成 18～21 年工事完了・申告分＝3 年間

平成 22～24 年工事完了・申告分＝2 年間

平成 25～27 年工事完了・申告分＝1 年間 の期間にわたり、固定資産税を 1/2 減額。

対象工事 現行の耐震基準に適合させる耐震補強工事。

耐震改修に要した費用の額が、1 戸あたり 30 万円以上であること。

木造住宅の場合、一般診断法による総合評点が 1.0 以上で地盤及び基礎が安全

マンション等の場合、第二次診断法以上による各階の構造耐震指標が 0.6 以上

耐震改修または建替えをした場合には、固定資産税及び都市計画税が減免（23 区内）

耐震化のための建替えを行った住宅については、固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)が新たに課されることとなった年度から3年度分、耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下、同じ。)を行った住宅については、改修工事の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から最長3年度分に限り、固定資産税等を10割減免する。

＜耐震のための建替え＞ 昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて平成 21 年 1 月 2 日から平成 27 年 1 月 31 日までの間に新築された住宅(新築したマンションの購入も要件に該当すれば減免)

＜耐震のための改修＞ 昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋で、平成 20 年 1 月 2 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に耐震化のための改修を行った住宅

・ 防災都市づくり推進計画（平成 22 年 1 月改定）

東京都震災対策条例に基づき、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の整備、木造住宅密集地域等の不燃化・耐震化促進など、防災都市づくりの諸施策を展開するもので、「基本方針」と「整備プログラム」で構成。震災に対する危険性の高い地域を「整備地域」（28 地域、約 7,000ha）、「重点整備地域」（11 地域、約 2400ha）に指定し、優先的に整備。

【計画期間】 基本方針：平成 21 年度～平成 37 年度、整備プログラム：平成 21 年度～平成 27 年度

【整備目標】 重点整備地域内の不燃領域率（平成 27 年度） 65%、同 延焼遮断帯形成率 65%

・ 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

建築物の不燃化を促進し木造密集地域の再生産を防止するため、地区を指定して建築物の耐火性能を強化する新たな防火規制を創設（平成 15 年 3 月）。規制区域 11 区 1 市、約 3,100 ヘクタール（平成 23 年 4 月現在）

・ 沿道一体整備事業

都市計画道路の整備にあわせて、沿道の効率的な土地利用の促進及び延焼遮断帯・避難路の機能確保を図るため、民間活力を活用しながら、地元の意向を反映した沿道での建物の共同化などを促進。事業箇所 5 地区（平成 23 年 4 月現在）

・ 都市防災不燃化促進事業

避難場所や避難路等の周辺における建築物の不燃化を促進することを目的として、耐火建築物または準耐火建築物の建築費用の一部を補助。事業主体である区に対して、都は助成等により支援。事業箇所 22 地区（平成 23 年 4 月現在）

・ 木造住宅密集地域整備事業

老朽建築物の建替えを促進するとともに、道路・公園等を整備し、防災性の向上と居住環境の整備を総合的に実施。事業主体である区に対して、都は助成等により支援。事業箇所 47 地区（平成 23 年 4 月現在）

・ 防災街区整備事業

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、防災性と居住環境の向上を図るため、建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設を整備。 事業完了 1 地区、事業認可済 2 地区（平成 23 年 4 月現在）

・ 都営住宅用地を活用した木造住宅密集地域の整備促進

木造住宅密集地域（世田谷区太子堂・三宿地区）において、区と連携して、道路整備や建物の不燃化・共同化などの促進により、地域の防災性の向上を図るため、都営池尻アパートの建替えにより生み出された用地を活用し、民間が主体となって道路整備等に伴う住民の移転にも配慮した住宅開発等を行うプロジェクトを推進。

・ 東京都耐震化助成事業（木造住宅耐震化助成事業）

都は、平成18年度から、木造住宅密集地域のうち、防災都市づくり推進計画に定められている整備地域を対象に、区と連携して、木造住宅の耐震診断及び耐震改修への助成

< 今後予定されている取組 >

・ 木造住宅密集地域の整備促進に向けた検討（地区を指定したモデル事業の実施など）【東京緊急対策 2011】

まちづくりや税制などの施策を組み合わせた効果的な手法により、地区を指定してモデル事業を行うなど、新たな実効性ある整備促進策を検討。

・ 木造住宅密集地域の整備促進等に向けた都民への意識啓発【東京緊急対策 2011】

防災の専門家や被災体験者などを講師に実体験談などを交えた講演会を行うなど、都民の実践的な行動を促すような意識啓発を図る。

【市街地整備】 市街地の更新

＜これまでの取組＞

・ 都市居住再生促進事業

マンション建替えや複数の土地所有者等が共同で建設を行う際、地元区・市が都及び国の支援を受け事業者へ建設費等の一部を補助

＜補助内容＞

1. 調査設計計画費(基本設計、建築設計等)
2. 土地整備費(建築物除却等)
3. 共同施設整備費(通路、駐車施設、共用通行部分等)

＜負担区分＞ 都(1/4) 区・市(1/4) 国(1/2)

・ 総合設計制度(共同住宅建替誘導型等)

一定規模以上の敷地面積及び一定割合以上の空地を有する建築計画について、交通・安全・防火・衛生上支障がなく、かつ市街地環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率・斜線・絶対高さの各制限を緩和

・ マンション建替えに伴う都営住宅の提供(特別割当)

マンション建替え円滑化法によるマンション建替事業を行うマンションの区分所有者や賃借人に対し、仮住居として都営住宅を提供

・ 分譲マンション建替え・改修アドバイザー

管理組合が建替えか改修かを検討する初期の段階で、アドバイザーが現地に赴き、情報提供や図面を含む検討書の説明等を実施

＜今後予定されている取組＞【再掲】

・ 木造住宅密集地域の整備促進に向けた検討(地区を指定したモデル事業の実施など)【東京緊急対策 2011】

まちづくりや税制などの施策を組み合わせた効果的な手法により、地区を指定してモデル事業を行うなど、新たな実効性ある整備促進策を検討。

【市街地整備】 市街地整備の費用対効果

＜参考＞木造住宅密集地域整備事業における費用対効果分析の実施

国の補助事業について、事業評価実施要領に基づき、新規採択時と採択後5年ごとに費用対効果分析を実施。公共事業（補助事業）の効率性及びその実施過程の透明性向上を図ることが目的。

再評価時に費用対効果分析をもとに第三者委員会に付議

<これまでの取組>**・津波浸水予測調査報告書(伊豆諸島)作成**

大規模地震対策措置法第3条第1項の規定により、新島村、神津島村及び三宅村が地震防災対策強化地域に指定されたことを契機に、伊豆諸島における津波浸水予測を調査し、津波浸水予測図を作成することにより、地域防災計画の見直しなど防災対策の充実・強化を図ることを目的として実施(平成16年7月)

・津波浸水予測調査報告書(小笠原諸島)作成

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、平成15年12月、小笠原諸島(小笠原村)が、地震防災対策推進地域として指定されたことを踏まえ、津波浸水予測図を作成し、同諸島の津波対策の充実・強化に資することを目的として実施(平成17年2月)

・津波対策チェックリストの作成(島しょ地域)

島しょ地域における、各町村の防災担当者が津波防災対策を進める上で、チェックすべき事項と解説を記載したものの。

<今後予定されている取組>**・ 高度な防災都市実現に向けた東日本大震災の影響分析・検証 【東京緊急対策 2011】**

東日本大震災の現地での被害実態や行政・住民による対応状況を把握する調査を実施し、その教訓は何かなどを専門的に分析・検証

・ 「防災対応指針(仮称)」の策定 【東京緊急対策 2011】

早期に今回の震災を検証し、都として取り組むべき対策と方向性を11月に「防災対応指針(仮称)」を策定

・ 東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直し 【東京緊急対策 2011】

東日本大震災の教訓を踏まえ、これまでの防災対策の成果と課題を検証した上で、近年の科学的知見を取り入れ、地域防災計画を修正

【エネルギー対策】 住宅の省エネ化

＜これまでの取組＞

・ 住宅の省エネリフォーム事例募集・ガイドブックの作成(中小工務店向け)

東京都が実施した「既存住宅の省エネリフォーム実施事例の募集」の事例のうち優秀なものとして選定された事例を中心に、リフォームの動機、工事の概要、工事費用リフォーム前後の光熱水費削減実績などを紹介したもの

・ 省エネリフォームセミナー開催

学識経験者による基調講演、省エネリフォームガイドブックの紹介、太陽エネルギー利用機器への助成制度の紹介、省エネリフォーム事例の紹介(平成21年6月、10月に実施)

・ マンション環境性能表示制度(平成17年10月～)

大規模な新築又は増築マンションの販売広告に、「建物の断熱性」、「設備の省エネ性」、「太陽光発電・太陽熱」、「建物の長寿命化」、「みどり」という5つの環境性能を示すラベルの表示を義務付ける制度。

販売・賃貸広告のチラシ類のほか、都のホームページでも公表。

(特定マンションの建築主が都に提出する建築物環境計画書の内容に基づいて評価し、星印の数で表示)

・ 住宅用太陽エネルギー利用機器導入対策事業の実施

太陽エネルギー利用機器が生み出す環境価値(10年分)の譲渡を条件に補助金を交付

事業期間 平成21～22年度 補助対象 住宅用(戸建て・マンションなど)

太陽光発電 10万円/kW 太陽熱 (温水器 9千円/m² ソーラーシステム 16.5～33千円/m²)

・ 集合住宅を中心とした太陽熱利用の促進

集合住宅を中心に新築住宅への太陽熱利用システムの導入を支援

・ 区市町村補助制度を通じた家庭の省エネ設備等の補助

CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガス発電給湯器、燃料電池といった家庭における省エネ設備等の導入補助を行う区市町村に対し、上限の範囲内で、区市町村の自主財源により支出する額と同額を補助

・ 区市町村の省エネリフォーム補助事業

例) 品川区住宅改善工事助成事業 区民が自己居住住宅について区内施工業者を利用し、環境に配慮した工事やバリアフリー化を行う場合に、工事費用の一部を助成する制度

◆助成金額 工事費用の10%(20万円を限度) ◆助成総額 800万円(共同住宅分含む)

＜今後予定されている取組＞

・ 家庭における創エネ機器の導入促進緊急支援 【東京緊急対策2011】

家庭におけるエネルギー需要の抑制と防災にも強い設備導入を促進するため、家庭における創エネルギー機器等(太陽光発電、太陽熱利用、ガス発電給湯器、燃料電池、家庭用蓄電池)の設置を緊急に支援

【エネルギー対策】 家庭生活におけるエネルギー削減

＜これまでの取組＞

・家庭の省エネ診断員制度(平成 22 年 3 月)

省エネに関する知識の付与を目的とした研修を通じて家庭の省エネ診断員を育成し、各家庭へアドバイス活動を実施する制度(=家庭の省エネ診断員制度)を構築

登録された家庭の省エネ診断員が、アドバイスを希望する家庭を訪問し、省エネの具体的なポイントや期待される節電効果など、個々の状況に応じた適切な助言や説明を行う。

・「家庭の省エネハンドブック」の作成配布(平成 22 年 10 月)

家庭での省エネ対策に役立てていただくため、生活シーンごとに省エネポイントを解説し、その効果や家計のオトク、CO2 削減量などがわかる「家庭の省エネハンドブック」を作成し販売。

(東京都地球温暖化防止活動推進センターのポータルサイト「クールネット東京」でも公開)

・区市町村補助制度を通じた家庭の省エネ対策事業

区市町村による、エネルギー使用量記録簿等を活用した家庭の省エネ対策事業、民間団体等との連携による普及啓発事業に対し、取組費用の2分の1を補助

＜今後予定されている取組＞

・3,000 人の節電アドバイザーが家庭の節電対策をアドバイス 【東京緊急対策 2011】

約 3,000 人の東京都認定節電アドバイザーが、6月中旬から約 100 万世帯を対象にした節電アドバイスを開始します。戸別訪問のほか、各種講座やイベントなどでも節電対策をアドバイスします。

【災害弱者】 高齢者等への対応

＜これまでの取組＞

・東京都総合設計制度での割増容積率を加算(新築マンションに居住者用の防災備蓄倉庫を設置する場合)

＜防災性向上に関する新たな評価項目の導入＞

防災性向上に寄与する取組を新たな評価項目として割増容積率を加算

- ・緊急輸送道路沿道建築物の建替え
- ・居住者用防災備蓄倉庫の整備（条例等に基づき地元区市と協議して設置する場合）
- ・敷地の集約化 等

・マンション向け備蓄物資等の購入費用助成(千代田区ほか)

マンション管理組合に対し、備蓄物資の整備を促進し、地域の防災力の向上のため、マンションが水や食糧など災害用の物資等を購入する場合に、その購入費の一部を助成

○備蓄物資の例

- (1) 非常用食糧・飲料水等
- (2) 非常用の資器材等

医薬品、携帯トイレ、携帯コンロ、携帯ラジオ、新型インフルエンザ防護用マスク・消毒液、懐中電灯、投光器、寝具類、発電機、テント、階段避難器具など

※ 対象経費の2分の1（限度額は10万円）[※1管理組合につき1回限り]

・シルバー交番設置事業

住み慣れた地域で暮らせる安心・安全を提供するため、区市町村と連携し、「シルバー交番」を設置

機能：地域における24時間365日ワンストップサービス窓口

- 高齢者に対し、訪問活動、サービス提供体制のコーディネート、安否確認の実施
- 一人暮らし高齢者等のうち希望する方に緊急通報システムを設置

・「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」

・「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、高齢者や障害者等の安全を確保することを目的として、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」を、また、区市町村が地域の実情に応じてマニュアルの整備を進める上で参考となるように、「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」を、平成12年に都が作成。

「災害時要援護者への災害対策推進のための指針(区市町村向け)」では、ねたきりや認知症の高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児等、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人を「災害時要援護者」とし、これらの人々を対象に、区市町村として何をすべきかを示している。

その後、新潟県中越地震や集中豪雨による水害等の実災害の教訓や、平成18年3月に国において「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が改訂されたことに伴い、平成19年6月に両指針とも改訂。

<今後予定されている取組>

・ 都有施設や民間建築物のエレベーターにおける地震対策(過去の基準で整備されたものを現行基準へ)

【東京緊急対策 2011】

都営住宅などの都有施設での閉じ込め防止対策として自動着床装置等を追加し、民間建築物で対策が未実施なものの現状の把握、改修方法の検討を行い、パンフレット等により普及啓発を行います。

・ 帰宅困難者が安全に帰宅できるための一時受入施設の整備 【東京緊急対策 2011】

帰宅困難者に対して、安全な帰宅経路を確保するとともに、公共施設などについて、帰宅困難者の一時受入施設として、必要な備蓄や電源の確保などを進めます。

【被災住宅の修理】 被災住宅の修理

＜参考＞ 災害救助法に基づく住宅応急修理制度

大規模半壊・半壊の被害を受けた場合に、応急的な修理を行えば自宅に戻って生活を営むことが可能な場合に行う支援制度(災害救助法)

○次の全ての要件を満たす者(世帯)が制度の対象

- ① 大規模半壊・半壊の被害を受けたこと
- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ③ 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む)を利用しないこと

○所得の要件:前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯が対象となります。

- ① (年収) ≤ 500万円の世帯
- ② 500万円 < (年収) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
- ③ 700万円 < (年収) ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

○市町村が被災者に代わって直接修理

○修理の対象範囲

次の4項目のうちから日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所から実施

- ① 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- ② ドア、窓等の開口部の応急修理
- ③ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- ④ 衛生設備の応急修理

【被災者の受け入れ】 都営住宅での対応

＜これまでの取組＞

・都営住宅等^(注1)でのこれまでの災害時の受け入れ(提供戸数)

	阪神淡路大震災 (H7.1)	三宅島火山災害 (H12.7)	新潟県中越地震 (H16.10)	集中豪雨 ^(注2) (H17.9)	東日本大震災 ^(注3) (H23.3)
提供戸数	394 戸	1,016 戸	5 戸	14 戸	1,149 戸

(注1) 都営住宅等とは、都営住宅のほか、都民住宅、公社住宅、国家公務員宿舎を含む。

(注2) 集中豪雨:平成 17 年 9 月 4 日の夕方から 5 日の未明にかけて大規模な集中豪雨が発生し、妙正寺川の上流域にある杉並区の下井草観測所では、1時間あたり最大で 112 ミリの降雨を記録した。この豪雨により、妙正寺川や善福寺川の流域では大規模な浸水被害が発生し、中野区や杉並区などを中心に 3,000 戸以上が被災した。

(注3) 東日本大震災に伴う被災者受け入れ戸数は平成 23 年 5 月 2 日現在

【被災者の受け入れ】 民間賃貸住宅での対応

<これまでの取組>

・不動産関係団体と「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結(平成 14 年 9 月)

地震等の災害により住宅を失い、自己の資力によって住宅を確保することができない都民に対し、民間賃貸住宅を一時提供住宅として活用するために東京都と不動産関係団体との間で締結

・不動産関係団体と「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する覚書」を締結(平成 15 年 9 月)

震災時に「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」に基づき、住宅の提供を円滑かつ的確に実施できるようにするため、住宅規模や家賃の基準など実施に関して必要な事項を定めた覚書を東京都と不動産関係団体との間で締結

・実施要領を作成(平成 16 年 4 月)

契約書の様式や民間賃貸住宅の借上げ手順などの手続きを定めた実施要領

※平成 22 年 3 月末現在、不動産関係団体の協力会員登録件数の合計は約 14,000 件

契約方法	東京都の借上げ方式。東京都が借主として、家主と転貸借条件付賃貸借契約を結び、使用者(入居者)に無償で使用貸借を行う。
契約期間	最長2年間
家賃	上限額12万円程度。1ヶ月あたりの基準家賃は91,700円
敷金・礼金	東京都及び使用者(入居者)負担なし
床面積	概ね19㎡から80㎡の範囲内

【被災者の受け入れ】 社宅等での対応

＜これまでの取組＞

・ 社宅提供による被災者向け住宅の例

事業者	コニカミノルタホールディングス(株)	
物件所在地	日野市	八王子市
入居対象者	原則として日野市内に避難している方で日野市役所内にある「東日本大震災避難者相談窓口」に住宅相談をされている方、すでに日野市で提供している「かしの木荘」に避難されている方など	下記の①、②のいずれかの理由で八王子市内に避難している方 ①東日本大震災により、居住継続が困難になった被災者の方 ②福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者
提供戸数	29戸	41戸
家賃・共益費等	無償	無償
使用期間	当面6ヶ月間	当面6ヶ月間
事業者	(株)ブリヂストン	(株)東京電力
物件所在地	小平市	国分寺市
入居対象者	下記の①、②のいずれかの理由で小平市内に避難している方 ①東日本大震災により、居住継続が困難になった被災者 ②福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者	市内に居住実績があり、以下のいずれかに該当すること。①東京電力福島第一原子力発電所の半径30km圏内、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域からの避難者のいる世帯②東日本大震災により、居住していた住宅を失った避難者のいる世帯③東京電力福島原子力発電所の事故による自主避難者のいる世帯
提供戸数	11戸	10戸
家賃・共益費等	無償	無償
使用期間	当面6ヶ月間	1年間

【平時からの準備】 住宅ストックのスクリーニング

＜これまでの取組＞

・オープンスペース等利用計画の策定（「東京都地域防災計画」(震災編) 平成19年5月）

震災時に被災者の救出・救助、応急仮設住宅建設など、様々な応急活動及び復興活動を迅速かつ円滑に進めていくために、オープンスペース等を活動拠点等として事前に指定・確保し、その用途について時間経過に沿った計画的な割り振りを内容とした土地・家屋等の利用計画。

昨年度より庁内で検討会議が開催されている。